

消費者相談室ニュース

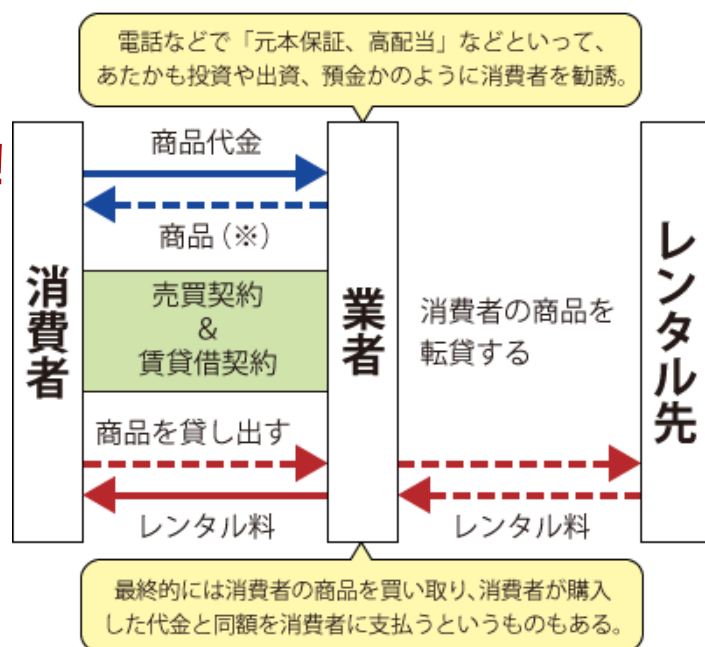
レンタルオーナー契約にご注意!

電話や訪問などで「元本保証で高利回り」などとあたかも“投資”や“出資”のように勧誘され、商品の売買契約と賃貸借（レンタル）契約等を同時に行い、契約後、業者が突然破綻したため、約束どおりのレンタル料などの支払いがなくなり、支払ったお金（元本）も戻らなくなってしまったというトラブルが報告されています。

元本保証、高配当と言われても、業者が破綻すれば、レンタル料も受け取れず、「元本」もほとんど戻りません!

- 「元本保証」「高配当」などの勧誘はうのみにしないようにしましょう。
- 事業の実体が確認できない場合や破綻リスクが理解できない場合は契約しないようにしましょう。
- 二次被害に注意しましょう。過去の被害回復のために金銭を要求されたり、新たな投資を勧められてもきっぱりと断りましょう。

レンタルオーナー契約の仕組み
(国民生活センターHPより)



消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

火・木 10:00~16:00
千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

